

# 令和3年度

## 第1回芽室町環境審議会議案

日時 令和3年11月2日(火)午後3時30分

場所 役場 2階 会議室 7・8

1 開 会

2 会長挨拶

3 報告事項

(1) 第5期芽室町総合計画（環境部門）の評価結果について

(2) 令和2年度環境調査結果について

(3) 芽室町一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）進捗状況について

4 協議事項

(1) 令和4年度実施予定 重点取組事項について

5 その他

6 閉 会

# 芽室町環境審議会委員名簿

任期 令和2年11月1日～令和4年10月31日

審議会役職	氏名	推薦団体等	役職等
会長	貫田 正博	芽室町消費者協会	会長
副会長	高井 宏司	市街地町内会連合会	事務局長
委員	阿部 浩	一般公募	
〃	砂金 新一	〃	
〃	佐藤 三千子	〃	
〃	森住 麻友美	〃	
〃	福間 智子	芽室高等学校	指導実習助手
〃	臼木 一英	北海道農業研究センター芽室 研究拠点	スマート農業 コーディネーター
〃	高橋 好明	芽室町生活環境推進会	副会長
〃	大橋 一博	芽室地区連合	会長
〃	村瀬 雅道	芽室町農業協同組合	営農部部长
〃	井上 貴明	十勝広域森林組合	業務課長
〃	塚本 元一	日本甜菜製糖(株) 芽室製糖所	工務課課長
〃	後藤 勝幸	日本罐詰(株)	工場長

施策番号 4-3-1	施策名	景観の保全とクリーンエネルギーの推進	基本目標	自然と共生する災害に強い安全・安心のまちづくり		
			政策名	自然と調和した持続可能な生活環境の整備・保全		
	主管課	環境土木課	課長名	橋本 直樹	内線	411
	施策関係課	都市経営課				

1. 施策の方針と成果指標

施策の方針		対象	意図				結果
本町の豊かで美しい自然環境の保全と循環型社会に向けたエネルギーの有効活用をすすめます。		町民・町内の自然環境	・環境への負荷を低減し、自然環境と景観を保全する				町民が住みやすい快適な生活環境を保全する
成果指標	説明	単位	策定時(2017実績)	2019年度実績	2020年度実績	2021年度(予想)	2022年度目標
① 芽室町の景観に満足している町民の割合	住民意識調査	%	97.0	86.6	88.3	91.7	95.0以上
② 芽室町の自然環境(空気・水・土壌など)に満足している町民の割合	住民意識調査	%	97.2	92.1	93.2	94.1	95.0以上
③ 公共サインの整備状況	都市経営課(旧建設都市整備課)	か所	34	74	74	77	119
④							
成果指標設定の考え方	①美しい景観を維持するための成果指標とし、高水準の住民満足度を維持していく目標値を設定。(※住民意識調査の回答項目を5択→4択に変更) ②恵まれた自然環境を保全し次世代に受け継ぐための成果指標とし、高水準の住民満足度を維持していく目標値を設定。(※住民意識調査の回答項目を5択→4択に変更) ③公共サインによる景観形成のための成果指標とし、「芽室町公共サイン整備計画」に基づく目標値を設定。						

2. 施策の事業費

	2018年度決算	2019年度決算	2020年度決算
施策事業費(千円)	10,452	13,795	6,402
人工数(業務量)	0.5277	0.5058	0.3542

3. 施策の達成状況

(1) 施策の達成度とその考察			
①2020年度の成果評価	<input type="checkbox"/> 成果は向上した <input checked="" type="checkbox"/> 成果は変わらなかった <input type="checkbox"/> 成果は低下した	想定される理由	成果指標①②は策定時より低下 →特段の理由なし 成果指標③は向上 →計画的に整備を進めている
②2022年度の目標達成見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 現状の取組の延長で目標は達成できる <input type="checkbox"/> 現状の取組の延長で目標達成は難しいが、現行事業の見直しや新規事業の企画実施で目標達成は可能 <input type="checkbox"/> 事業の見直しや新規事業の企画実施をしても目標達成は難しい	根拠(理由)	①②豊かな自然環境という認識はあっても、一部でごみの散乱や空き地の雑草が伸びているなど、景観を損ねる要因があり、それらに対するきめ細かな対応により、目標達成は見込める。 ③公共サインについては、「芽室町公共サイン整備計画」に基づく整備を進めるが、一部警察協議により設置不可(信号機設置)となったため、目標は達成できない。
(2) 施策の成果評価に対する2020年度事務事業の総括			
①施策の成果向上に対して貢献度が高かった事務事業	クリーンめむる大作戦事業 都市景観啓発・普及事業	②施策の成果向上に対して貢献度が低かった事務事業	
③事務事業全体の振り返り(総括)	・環境調査では、大気汚染や河川水質などの項目について、環境基準を満たしているかの調査を実施した。河川水質において一部、環境基準を満たさない項目もあるが、概ね例年と大差はなく、環境基準を満たしている。 ・広報誌(エコナビ通信)に、野焼き禁止やペットの飼育マナー等について掲載し、快適な生活環境の維持に向け周知・啓発を行った。 ・公共サインの整備は、年次計画どおりに進めていたが、一部住所表記の誘導サイン(信号機設置)については、警察との協議で統一したデザイン(緑・茶)での設置は不可となった。		

(3)「施策の方針」実現に対する進捗結果

進捗結果	A	B	C	D	E
			○		

※該当に○印

- A: 実現した
- B: (前期実施計画策定時と比較して)大きく前進した
- C: (前期実施計画策定時と比較して)前進した
- D: (前期実施計画策定時と比較して)変わらない又は維持した
- E: (前期実施計画策定時と比較して)後退した

4. 施策を取り巻く状況変化・住民意見等

施策を取り巻く状況と今後の予測	<p>《施策を取り巻く状況》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日高山脈襟裳国定公園の国立公園指定に向け、本町を含む実行委を立ち上げ、地元の機運を高める。</li> <li>・国は温室効果ガスの排出を2050年までにゼロにするカーボンニュートラルを表明した。</li> </ul> <p>《今後の予測》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日高襟裳エリアのPR事業の展開により、自然環境や景観の魅力を再認識する契機となる。</li> <li>・地球温暖化による気候変動など、再生可能エネルギー活用の重要性は増している。</li> </ul>
この施策に対して住民や議会からどんな意見や要望が寄せられているか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エネルギーの地産地消により持続可能なまちづくりを望む。</li> </ul>

5. 施策の成果向上のための具体的な取り組み(今後強化すべき取り組み、新たに実施すべき取り組み)

<ul style="list-style-type: none"> <li>●環境美化活動の推進(クリーンめむろ大作戦推進事業、環境審議会運営事業)</li> </ul> <p>地域や各団体で取組む道路・公園等のごみ拾いや清掃活動、花苗植栽活動等を支援・推進するとともに、空閑地所有者への草刈り等の環境整備を促すなど、美しい景観づくりを推進する。また、「一般廃棄物処理基本計画」(令和3年3月策定)に基づき、ごみ減量化・資源化に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●公共サイン整備(都市景観啓発・普及事業)</li> </ul> <p>公共サインの住所表記の誘導サインは完了し、今後においては、公共施設名表記の誘導サインの整備を進める。</p>
--

6. 経営戦略会議(庁内評価)

評価	成果指標からの判断は難しいが、公共サインの整備は計画どおりに進んでいることから前進したと評価する。		A	B	C	D	E
進捗結果					○		
今後の取組に対する意見	5に記載の取り組みを進めてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>A: 実現した</li> <li>B: (前期実施計画策定時と比較して)大きく前進した</li> <li>C: (前期実施計画策定時と比較して)前進した</li> <li>D: (前期実施計画策定時と比較して)変わらない又は維持した</li> <li>E: (前期実施計画策定時と比較して)後退した</li> </ul>					

7. 総合計画審議会(外部評価)

評価	公共サインの設置などから、「C前進した」と評価する。		A	B	C	D	E
進捗結果					○		
今後の取組に対する意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域や各団体で取組む道路・公園等のごみ拾いや清掃活動、花苗植栽活動等を支援するとあるので、大いに期待します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>A: 実現した</li> <li>B: (前期実施計画策定時と比較して)大きく前進した</li> <li>C: (前期実施計画策定時と比較して)前進した</li> <li>D: (前期実施計画策定時と比較して)変わらない又は維持した</li> <li>E: (前期実施計画策定時と比較して)後退した</li> </ul>					

施策番号 4-3-2	施策名	廃棄物の抑制と適正な処理	基本目標	自然と共生する災害に強い安全・安心のまちづくり		
			政策名	自然と調和した持続可能な生活環境の整備・保全		
	主管課	環境土木課	課長名	橋本 直樹	内線	411
	施策関係課	農林課				

1. 施策の方針と成果指標

施策の方針		対象	意図					結果
町民・事業者・行政が互いに協力し、ごみの減量化や資源リサイクルの取組を進め、本町らしい資源循環型社会の構築を目指すとともに、快適な生活環境づくりをすすめます。		町民・事業者	ごみの減量化と資源リサイクルを推進し、適正な廃棄物処理を行う					快適な生活環境と資源循環型社会の構築
成果指標	説明	単位	策定時(2017実績)	2019年度実績	2020年度実績	2021年度(予想)	2022年度目標	
① 1人1日当たりの家庭から排出するごみの量	環境土木課(旧住民生活課)調べ	g	384.02	388.05	406.73	375.87	345.00	
② リサイクル率	環境土木課(旧住民生活課)調べ	%	35.2	34.2	32.8	33.9	35.0以上	
③								
④								
成果指標設定の考え方	①人口や事業活動に左右されない指標とするため、1人当たりで家庭ごみに限定した成果指標とし、1割削減を目標値として設定。 ②ごみを燃やす・埋め立てる処理方法ではなく、資源化することが重要であることから成果指標とし、現状維持以上を目標値として設定。							

2. 施策の事業費

	2018年度決算	2019年度決算	2020年度決算
施策事業費(千円)	236,455	221,180	228,116
人工数(業務量)	1.1863	0.7012	1.2988

3. 施策の達成状況

(1) 施策の達成度とその考察			
①2020年度の成果評価	<input type="checkbox"/> 成果は向上した <input checked="" type="checkbox"/> 成果は変わらなかった <input type="checkbox"/> 成果は低下した	想定される理由	成果指標①②共に低下 →生活スタイルに変化がなく、ごみ減量や資源化について、高齢化による意欲低下や若年層・転入者等の意識の弱さが主な要因
②2022年度の目標達成見込み	<input type="checkbox"/> 現状の取組の延長で目標は達成できる <input checked="" type="checkbox"/> 現状の取組の延長で目標達成は難しいが、現行事業の見直しや新規事業の企画実施で目標達成は可能 <input type="checkbox"/> 事業の見直しや新規事業の企画実施をしても目標達成は難しい	根拠(理由)	①令和2年7月からレジ袋有料化となり、マイバッグ利用など、それを契機とした周知・啓発活動により住民意識を高める。 ②令和3年3月策定「ごみ処理基本計画」の推進により、目標達成が見込める。
(2) 施策の成果評価に対する2020年度事務事業の総括			
①施策の成果向上に対して貢献度が高かった事務事業	資源ごみ収集処理事業 資源物集団回収支援事業	②施策の成果向上に対して貢献度が低かった事務事業	
③事務事業全体の振り返り(総括)	●廃棄物の適正処理(可燃・不燃等ごみ収集処理事業) →ごみネット・カラス除けサークルの支給により、収集時のごみ散乱が減少し、住民からの評価は高い。不法投棄監視カメラ設置箇所のポイ捨てごみの減少が見られ、一定の抑止効果はある。 ●廃棄物の抑制(資源ごみ収集処理事業) →広報誌(エコナビ通信)や各イベントでのごみ分別説明コーナーの設置し、正しい分別と資源化についての周知を行っている。また、コンポスター助成事業(芽室町生活環境推進会)の継続により、生ごみの堆肥化を推進している。		

(3)「施策の方針」実現に対する進捗結果

進捗結果	A	B	C	D	E
				○	

※該当に○印

- A: 実現した
- B: (前期実施計画策定時と比較して)大きく前進した
- C: (前期実施計画策定時と比較して)前進した
- D: (前期実施計画策定時と比較して)変わらない又は維持した
- E: (前期実施計画策定時と比較して)後退した

4. 施策を取り巻く状況変化・住民意見等

施策を取り巻く状況と今後の予測	<施策を取り巻く状況> ・容器包装リサイクル法改正により、昨年从小売店でプラスチック製レジ袋の有料提供を義務付けとなる。 ・令和9年供用開始に向け、新中間処理施設(新くりりんセンター)整備の検討が進められている。 <今後の予測> ・高齢化等により、ごみ分別や適正排出が困難な世帯が増加することが見込まれる。
この施策に対して住民や議会からどんな意見や要望が寄せられているか?	・廃棄物の抑制と適正な処理により、持続可能なまちづくりをしてほしい。 ・食品ロス削減の推進を望む。 ・芽室町のごみ分別は難しく、収集不可の判断も厳しい。

5. 施策の成果向上のための具体的な取り組み(今後強化すべき取り組み、新たに実施すべき取り組み)

●「芽室町ごみ処理基本計画」策定 今年度、住民意見を取り入れながら新たな計画を策定し、ごみ減量と資源化による環境負荷の低減につなげ、資源循環型社会の形成に向けた取組みを進めていく。 ●農業廃棄物の適正処理の推進 「芽室町農業用廃プラスチック適正処理対策協議会」において、常に見直しを図りながら、引続き適正処理を推進していく。
---

6. 経営戦略会議(庁内評価)

評価	成果指標等から、変わらないと評価する。	A	B	C	D	E
		進捗結果				○
今後の取組に対する意見	5に記載の取組みを進めてください。	A: 実現した B: (前期実施計画策定時と比較して)大きく前進した C: (前期実施計画策定時と比較して)前進した D: (前期実施計画策定時と比較して)変わらない又は維持した E: (前期実施計画策定時と比較して)後退した				

7. 総合計画審議会(外部評価)

評価	成果指標等から、「D変わらない又は維持した」と評価する。	A	B	C	D	E
		進捗結果				○
今後の取組に対する意見	・芽室町のごみ袋について、ごみの量を減らすことを目的とするのであれば、ごみ袋を小さくすることも心理的要因となるのではないか。	A: 実現した B: (前期実施計画策定時と比較して)大きく前進した C: (前期実施計画策定時と比較して)前進した D: (前期実施計画策定時と比較して)変わらない又は維持した E: (前期実施計画策定時と比較して)後退した				

## 令和2年度芽室町環境調査結果公表(大気)

### ■大気測定項目の説明

#### ※一酸化炭素・二酸化窒素

様々な物の燃焼により発生するもので、自動車排気ガスや暖房などが主な発生原因と言われています。

#### ※二酸化硫黄

工業用ボイラーや焼却炉が発生源と言われており、工業地帯で高くなる傾向があります。

#### ※浮遊粒子状物質

工場のばい煙、自動車排気ガスなどが主な発生源ですが、その要因は多岐にわたります。

### 大気質測定結果(7月)

調査地点	二酸化硫黄 (ppm)	一酸化炭素 (ppm)	浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	二酸化窒素 (ppm)
発達支援センター	0.002	0.230	0.014	0.006
	0.003	0.300	0.024	0.009
東めむろコミュニティセンター	0.002	0.430	0.009	0.005
	0.003	0.450	0.018	0.008
環境基準値	0.040	10.000	0.100	0.060
	0.100	20.000	0.200	—

\* 上段: 1時間値の日平均値、下段: 1時間値の最高値

### 大気質測定結果(12月)

調査地点	二酸化硫黄 (ppm)	一酸化炭素 (ppm)	浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	二酸化窒素 (ppm)
発達支援センター	0.001	0.800	0.022	0.005
	0.001	1.550	0.035	0.023
東めむろコミュニティセンター	0.003	0.170	0.013	0.021
	0.010	0.250	0.049	0.033
環境基準値	0.040	10.000	0.100	0.060
	0.100	20.000	0.200	—

\* 上段: 1時間値の日平均値、下段: 1時間値の最高値

### 大気質測定結果(平均値)

調査地点	二酸化硫黄 (ppm)	一酸化炭素 (ppm)	浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	二酸化窒素 (ppm)
北海道年平均値 (平成30年度)	0.002	0.200	0.012	0.006

\* 各月の「1時間値の日平均値」の平均値

### <結果から見る考察>

測定結果を環境基準と比較すると、すべての測定結果が環境基準を満たしており、芽室町の大気環境は概ね良好な状態であることが確認されました。

一方、北海道年平均値と比較すると、発達支援センターでは、夏季・冬季ともに一酸化炭素および浮遊粒子状物質が、東めむろコミュニティセンターでは、夏季の一酸化炭素、冬季の一酸化炭素を除く3項目が北海道年平均値を上回っていました。

令和2年度を含む過去5年間の推移では、年度ごとに若干の増減はあるものの大きな変動はなく、平均して推移していることが分かります。

以上のことから、令和2年度の大気汚染測定結果は、両地点ともに全ての測定項目で環境基準を満たしていましたが、北海道年平均値を上回る時期、項目は多い状況となっています。ただし、過去5年間の推移を見ても環境に大きく影響を及ぼす状況ではないことから、今後は数年に一度の調査とし、事案が発生した場合は個別に対応するものとします。

■過去5年間の測定結果(令和2年度を含む)

【芽室町浄水場・発達支援センター】

測定項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	環境基準値
二酸化硫黄 (ppm)	0.005 0.002	0.001 0.002	0.002 0.002	0.000 0.001	0.002 0.001	0.040
一酸化炭素 (ppm)	0.100 0.250	0.230 0.260	0.330 0.290	0.400 0.049	0.230 0.800	10.000
浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	0.012 0.010	0.026 0.024	0.024 0.022	0.015 0.030	0.014 0.022	0.100
二酸化窒素 (ppm)	0.003 0.007	0.007 0.014	0.004 0.011	0.005 0.018	0.006 0.005	0.060

※上段:夏季測定 of 1時間値の日平均値の最高値

※下段:冬季測定 of 1時間値の日平均値の最高値

※芽室町浄水場の工事のため、令和元年度冬季および令和2年度は発達支援センターで測定。

【東めむろコミュニティセンター】

測定項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	環境基準値
二酸化硫黄 (ppm)	0.004 0.006	0.002 0.001	0.001 0.005	0.001 0.002	0.002 0.003	0.040
一酸化炭素 (ppm)	0.120 0.400	0.190 0.560	0.250 0.370	0.340 0.760	0.430 0.170	10.000
浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	0.015 0.014	0.018 0.022	0.015 0.018	0.020 0.020	0.009 0.013	0.100
二酸化窒素 (ppm)	0.006 0.017	0.008 0.029	0.003 0.018	0.009 0.014	0.005 0.021	0.060

※上段:夏季測定 of 1時間値の日平均値の最高値

※下段:冬季測定 of 1時間値の日平均値の最高値



## 令和2年度芽室町環境調査結果公表（河川水質）

河川水質調査は、町内の5河川（美生川、芽室川、ピウカ川、ビバウシ川、シブサラビバウシ川）について水質調査を実施し、このうち芽室川と美生川については、環境基準という達成されることが望ましい基準が設定されています。

環境基準には、水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質（SS）、溶存酸素量（DO）、大腸菌群数の5項目があります。また、その程度について河川の水域により類型AA～Eの6段階に設定されており、美生川は最も厳しい類型AAに、芽室川は2番目に厳しい類型Aに指定されています。

美生川は、大腸菌群数以外の項目が河川環境基準（AA類型）を満たしており、清澄な水質が保たれていました。大腸菌群数は、河川環境基準値AA類型を超過する範囲で横ばいの推移がみられました。

芽室川は、大腸菌群数以外の項目が河川環境基準（A類型）を満たしていました。SSが平成28年度から今年度まで高値であるのは、美生川同様に平成28年の多雨降雨に起因する土砂流入や復旧工事の影響があったと考えられます。大腸菌群数は平成28年度を除き河川環境基準A型を超過することが多い状態で推移しています。ただし、平成28年度から令和元年度までみられた増加傾向が、令和2年度は減少に転じています。

その他の河川は、BODおよび大腸菌群数以外の項目が河川環境基準A類型を満たしていました。BODは、シブサラビバウシ川で平成27年度までは変動幅が大きく、他の地点よりも高い数値で推移する傾向でありましたが、平成28年度からは低値で横ばいの推移が見られます。一方、ビバウシ川では平成30年度から令和2年度まで増加傾向であり、令和元年度からは河川環境基準A類型を超過する状況が継続しています。

大腸菌群数は、ピウカ川、ビバウシ川およびシブサラビバウシ川ともに河川環境基準値A型を超過することが多い状態で推移しています。

美生川水域の水質測定結果（平均値）

	美生橋	新生橋	中美生橋	嵐山橋	上美生橋	西伏美橋	環境基準
pH	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	6.5～8.5
BOD (mg/l)	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	1 mg/l 以下
SS (mg/l)	4	4	6	2	2	2	25 mg/l 以下
DO (mg/l)	11.8	11.6	11.8	11.7	11.8	11.8	7.5 mg/l 以上
大腸菌群数	110	180	120	230	550	150	50 以下

芽室川水域の水質測定結果（平均値）

	毛根中島橋	渋山川合流	西渋山川合流	紅葉橋	西芽室橋	久山川
pH	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.4
BOD (mg/l)	0.5	0.5 未満	0.5 未満	0.5	0.5 未満	0.5 未満
SS (mg/l)	5	5	5	2	5	6
DO (mg/l)	12.2	12.1	11.5	11.5	12.3	11.6
大腸菌群数	1,300	460	940	1,000	1,000	1,200

#### 芽室川水域の水質測定結果

	上芽室橋	環境基準
pH	7.4	6.5~8.5
BOD (mg/l)	0.5 未満	2 mg/l 以下
SS (mg/l)	4	25 mg/l 以下
DO (mg/l)	11.7	7.5 mg/l 以上
大腸菌群数	670	1000 以下

汚染の原因は、上・中流域については、自然界に由来するものや家畜糞尿などの農業排水、下流域については市街地からの生活雑排水などが考えられますが、美生川についてはすべての地点で、芽室川水域では一部の地点で大腸菌群数が基準値を超過した地点があり、水質悪化がみられました。有機物による汚濁影響と考えられます。

しかし、特定できる原因が見つからず、今後においても関係機関と連携しながら調査等を行い、原因の特定と必要な指導・対策等に努めてまいります。

※大腸菌群とは、鳥類やほ乳類の腸管内にいる大腸菌に類似した菌の総称であり、一部には病原性がありますが、そのほとんどは病原性がないものです。また、大腸菌群には土壌など自然界に由来するもの、あるいは人為的な排水に由来するものなど様々であり、多様な発生原因が考えられます。

#### 【用語解説】

##### ○水質イオン濃度(pH)

水の酸性・アルカリ性の度合いを示す指標。

##### ○生物化学的酸素要求量(BOD)

水中の有機物などの量を、酸化分解のために微生物が必要とする酸素の量で表した数値。

##### ○浮遊物質(SS)

水中に浮遊している直径2 mm以下の物質の量。

##### ○溶存酸素量(DO)

水中に溶けている酸素の量。

##### ○大腸菌群数

大腸菌や大腸菌に似た性質を持つ菌の総称。

## 令和2年度芽室町環境調査結果公表（悪臭）

測定地点については、芽室町内で特に悪臭発生が考えられる地点と、その工場風下側における状況を確認するため調査しています。

### 悪臭測定結果

測定地点		日甜沈殿地		日罐境界		東芽室団地境界		基準値	
		1月	2月	1月	2月	1月	2月	A区域	B区域
アンモニア ppm		0.11	0.13	0.15	0.08	0.19	0.10	1	2
硫黄系 ppm	メチルメルカプタン	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002	0.004
	硫化水素	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02	0.06
	硫化メチル	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01	0.05
	二硫化メチル	0.0009 未満	0.0009 未満	0.0009 未満	0.0009 未満	0.0009 未満	0.0009 未満	0.009	0.03
※官能試験法 臭気指数		10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満		
※悪臭防止法による区域区分		B区域		B区域		A区域			

今年度の測定では、すべての地点で悪臭防止法に基づく規制基準に適合していました。

※ ppmとは、parts (パート) per (パー) million (ミリオン)の頭文字をとった「100万分の1」のことです。  
濃度の単位 比率：百万分の1 = 0.0001% = 1 ppm

- ※ 官能試験法とは、数人の試験者のきゅう覚による調査方法で、採取した試料（空気）を徐々に薄め、臭気を感じるかを測定するものです。つまり、人間の鼻による臭気の強さを数字で表したものです。
- ※ 悪臭防止法による区域区分とは、悪臭防止法に基づき北海道知事が定めた規制地域の区分で、A～Cの3区分があります。おおむね都市計画法に基づく用途地域により区分され、住居専用地域や商業地域などをC区域として最も厳しい基準が適用され、工業地域などをB区域としてA区域よりやや緩い基準が適用されます。（芽室町にはC区域の指定地域はありません。）

## 令和2年度 芽室町環境調査結果公表(騒音)

### ■騒音交通量測定結果

測定地点		西4条9丁目(国道38号線)	
環境基準地域の類型		B	
車道端からの距離		0.5m(地上からの高さ1.2m)	
測定日		8月	11月
等価騒音レベル	昼間(6~22時)	68.2 デシベル	67.6 デシベル
	夜間(22~6時)	64.3 デシベル	63.6 デシベル
日交通量(台)		11,900	10,300
大型車混入率(%)		31	29

### 【騒音に係る環境基準】

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

ただし、特例として幹線交通を担う道路に近接する空間については、次の基準となり、本町が行う測定基準値は、こちらの数値が適用されます(要請限度)。

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

### <令和2年度 測定結果から見た考察>

令和2年度は、すべての測定結果が環境基準及び要請限度を満たしており、生活環境が著しく損なわれる状況ではなかったことが分かりました。

結果は基準値内ではありましたが、騒音測定については、今後も継続して調査を実施する考えです。

■過去5年間の騒音交通量調査結果(8月)

調査項目		H28	H29	H30	R1	R2	環境基準 (要請限度)
等価騒音	68.1	69.5	69.8	68.5	69.8	68.2	70 以下 (70)
レベル (db)	64.4	66.2	66.5	64.4	66.5	67.6	65 以下 (65)
日交通量 (台)		12,600	15,200	13,100	11,700	11,900	
大型車混入率 (%)		31	29	29	28	31	

■過去5年間の騒音交通量調査結果(11月)

調査項目		H28	H29	H30	R1	R2	環境基準 (要請限度)
等価騒音	67.1	68.9	68.6	67.8	68.6	67.6	70 以下 (70)
レベル (db)	62.8	64.4	64.4	63.0	64.4	63.6	65 以下 (65)
日交通量 (台)		12,500	12,400	12,400	13,100	10,300	
大型車混入率 (%)		28	29	28	26	29	

<過去5年の測定結果から見た考察>

8月期の調査について、平成29年度・30年度の夜間の調査結果が基準値を超過していますが、令和元年度および令和2年度は、昼間・夜間ともに過去2年から比べて1db以上下降し、平成28年度以前と同レベルとなっています。

日交通量が減少しており、また、大型車両混入率も減少していることから、これらの要因によりレベルが下降したものと考えられます。

11月期の調査について、8月期の調査結果と同様、令和2年度の結果が平成28年度以前と同レベルとなっています。

ただし、8月期と異なり日交通量は増加しているものの、こちらも大型車混入率が減少していることから、騒音量が減少したものと考えられます。

※地域の類型

AA地域…療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域

A地域…専ら住居の用に供される地域

B地域…主として住居の用に供される地域

C地域…相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

※デシベルとは、音の強さの単位の一つで、人間の耳に感じる最小値を0デシベルとし、この単位に対する対数比でその音の強さを示します。人間の耳に耐える最大値は130デシベルとされています。

## ■ 施策の展開

### 基本理念(第5期茅室町総合計画における施策) 自然と調和した持続可能な生活環境の整備・保全

基本方針1  
資源の循環的な  
利用促進

基本方針2  
ごみの  
発生抑制の促進

基本方針3  
適正排出・  
適正処理の促進

#### ■ 重点取組事項

- 1 資源ごみのリサイクルへの取組
  - 小型電子機器リサイクルの推進
  - 資源物集団回収事業の推進
  - 新たな周知の仕組み導入への取組
- 2 事業系ごみのリサイクルに向けた取組
  - 事業系一般廃棄物の資源化・減量化の取組に対する新たな制度の検討
- 3 ごみ減量の取組
  - 事業者との連携等によるごみ削減の取組
  - 食品ロス削減の推進
- 4 その他の取組
  - 色付き指定ごみ袋の取扱いに関する検討

#### ■ 継続取組事項

- 1 適正排出の周知・啓発
- 2 ごみの計画的な収集・運搬
- 3 ごみ減量に向けた町民・事業者の取組
- 4 災害時におけるごみ処理対策



## ■計画期間における重点取組事項

### 1 資源ごみのリサイクルへの取組

容器包装リサイクル法や使用済み小型家電リサイクル法の施行などにより、リサイクルの取組みが拡大しました。

本町では、平成15年度から資源ごみの分別に取り組んでいるところですが、正しく分別することで資源化できるごみが、「燃やすごみ」や「燃やせないごみ」に混入している状況も多く見られます。

捨ててしまうのではなく、再利用により有効に活用できる資源ごみを適正に分別・排出することに特に重点を置き、燃やせないごみや粗大ごみなどで排出される小型電子機器の回収・資源化に積極的に取り組みます。

また、市街地町内会連合会や資源物回収事業者との連携を強化し、地域における資源物回収の取組を支援します。

### 【重点取組事項】

#### (1) 小型電子機器リサイクルの推進（重点取組年度：令和3年度）

レアメタルなどの再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理および資源の有効利用の確保を目的に、平成25年4月、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）が施行されました。

本町でも小型電子機器の回収に取り組んでおり、ごみ分別の手引きや広報誌などで周知を行っているところですが、他自治体と比べて回収量が少ない状況にあります。

小型電子機器を回収することによって資源リサイクルにつながり、その結果、燃やせないごみや粗大ごみの排出が減少することから、ごみの最終処分量が削減されることとなります。

リサイクルによる資源化を目指す本町としては、積極的な周知等により、回収量の増加に向けて取り組みます。

#### (2) 資源物集団回収事業の推進（重点取組年度：令和3年度）

町内会等による資源集団回収は、平成12年4月1日から制度化したものであり、現在、多くの町内会等が取り組んでいるところです。

地域における資源集団回収の取組は、町民がごみの分別・回収に直接携わることでリサイクル意識の向上につながり、地域コミュニティの活性化にも寄与する事業です。

引き続き資源集団回収助成金の交付や回収業者への支援を継続し、対象を町内会等だけでなく、少年団をはじめ他の住民団体・組織へ拡大するなど、事業の推進を図ります。

■資源物集団回収事業助成金について

本事業については、町内会や子ども会、老人会、地域女性団体など毎年約8.0団体が資源物集団回収事業に取り組んでいます。

資源物を回収した団体には、回収した量により1kgあたり5円の助成金を交付しています。また、本事業では事業者に対しても助成金を交付しており、回収した量により1kgあたり4円の助成金を交付しています。

【資源物回収の対象品目】（6品目）

新聞紙	書籍・雑誌	段ボール
紙パック	アルミ缶	リターナルビン

(3) 新たな周知の仕組み導入への取組（重点取組年度：令和4年度）

資源物の再利用を図るためには、適正な分別や排出を行うことが不可欠です。

多くの方がスマートフォンやタブレットを保有している現在のライフスタイルでは、ごみの分別方法を手軽に検索できることが必要と考えます。このことから、これらのメディアを活用してFAQの創設やごみ分別検索ツールの検討・導入を図ります。

【具体的な取組事項】

●FAQの創設に向けた検討

ごみ分別・排出で分からないことや町民から多く相談が寄せられる事項を回答集（FAQ）としてまとめるなど、他自治体の事例等も参考に分かりやすい仕組みを検討します。

●ごみ分別検索ツールの導入に向けた検討

分別アプリをはじめ、他自治体で導入している事例等を参考にしながらスマートフォンやタブレット、パソコンなどでも検索できる仕組みの導入を検討します。

## 2 事業系ごみのリサイクルに向けた取組

事業活動により排出する事業系ごみは、事業者自らの責任で処理することが法で定められています。また、事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行ってごみの減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等において、適正な処理が困難にならないような製品・容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供することなどにより、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならないと定められています。

事業系ごみには、適正に分別をすることでリサイクル可能な資源物が多く含まれています。事業者責任として、分別排出区分の徹底によるごみ減量・資源化を促進します。

### 【重点取組事項】

#### (1) 事業系一般廃棄物の資源化・減量化の取組に対する新たな制度に向けた検討

(重点取組年度: 令和5年度)

事業活動に伴い発生するごみの削減や適正な分別・処理は、事業者が自主的に取り組むこととなります。

本町では工業団地をはじめ多くの企業が立地しており、これらの事業者の協力によりごみの減量化が進むものと考えます。また、昨今の環境問題の関心の高まりにつれ、事業者の環境に対する取組姿勢が注目されつつあります。

さらに、事業者によるごみ資源化・減量化の取組は、自ら排出するごみを削減するだけでなく、家庭や他の事業所へ持ち込まれるごみの量を削減することをできる要素も持っています。

このことから、ごみの資源化・減量化など、環境に配慮した取組を積極的に行っている事業者に対する認定制度など新たな仕組みを創設し、事業系一般廃棄物の削減を図ります。

### 3 ごみ減量の取組

生活する上で、ごみは必ず生じるものですが、ごみの量を減らすことは家計への負担を減らすことにもつながります。分別できる物をそのまま捨ててしまう、まだ食べられる物を捨ててしまうなどは、工夫することによってごみの総量を減らすことができます。

1人ひとりが、ほんの少しのごみを削減することを意識し、行動につなげていくためにさまざまな普及啓発に取り組めます。

また、そもそもごみとなる物を出さないことがごみ減量化への道ですが、そのためには町民の排出抑制の取組に加え、商品等を提供する事業者の協力が不可欠です。

新たな方策等の実現に向けて、事業者と連携しながら、ごみの排出抑制を図ります。

#### 【重点取組事項】

##### (1) 事業者との連携等によるごみ削減の取組

(重点取組年度：令和3～4年度)

令和2年7月からレジ袋の有料化が小売店に義務付けられるなど、ごみを出さない取組が進められていますが、商店で提供する商品の包装など、購入することでごみとなる物が増えてしまう状況にもあります。包装が増えることは、事業者にとっても負担を増やすこととなることから、消費者・事業者それぞれにデメリットがあります。

全ての包装等をなくすことはできませんが、町内の店舗等において、商店で提供する商品の簡易包装や包装をしないうまま商品を提供するなど、町内商店会と連携・協力しながら、包装等の簡素化によるごみ削減への取組を進めます。

また、飲食店においては「30・10運動(※1)」「宴会五箇条(※2)」の普及促進や、提供する食事・食品の量などを加減する工夫などにより、食べ残しの抑制や食材の使い切りによる食品ロスへの取組に協力していただくよう促していきます。

#### 【用語解説】

##### ※1 30・10運動

食事開始後30分間および食事終了までの10分間は、席を立たずしっかり食べる「食べきりタイム」を設け、食品ロスを減らそうとする取組

##### ※2 宴会五箇条

全国おいしい食べきりネットワーク協議会という団体が推奨する

① 適量注文 ② 幹事さんからの食べきる声かけ ③ 30・10運動

④ 食べきれない料理は仲間で分け合う

⑤ 最終的に食べきれなかったものはお店に確認して持ち帰る

という5つの項目のこと

(2) 食品ロス削減の推進（取組年度：令和4年度）

食品ロスは、家庭や飲食店での食べ残し、売れ残りや賞味期限・消費期限を過ぎた食品などから多く発生しており、事業者と消費者が必要量に応じた食品を販売・購入し、食品を無駄にしない取組を進めることがとても重要です。

「食品ロスの削減の推進に関する法律」（食品ロス削減推進法）が令和元年10月に施行され、自治体や関係機関などでもさまざまな取組を始めています。

また、食品ロス削減推進法の中で、国の基本方針や都道府県が策定する食品ロス削減推進計画を踏まえ、市町村において食品ロス削減推進計画を策定するよう努めるよう規定されており、北海道が令和2年度に「北海道食品ロス削減推進計画」を策定しました。

食品ロスに係る事業や対応は、本町においても複数の部署にまたがることから、庁内においても関係部署において共通認識を図ります。

また、他自治体の取組事例などを参考にしながら、北海道食品ロス削減推進計画を踏まえた食品ロス削減推進計画を策定します。

【事業の取組事項と取組年度】

	R3	R4	R5	R6	R7	R8
小型電子機器リサイクルの推進	→	→	→	→	→	→
資源物集団回収事業の推進	→	→	→	→	→	→
新たな周知の仕組み導入の取組	→	→	→	→	→	→
事業系一般廃棄物の資源化・減量化の取組に対する新たな制度に向けた検討	→	→	→	→	→	→
情報媒体やイベントを活用した普及啓発	→	→	→	→	→	→
事業者との連携等によるごみ削減の取組	→	→	→	→	→	→
食品ロス削減の推進	→	→	→	→	→	→

→ ……重点取組時期

#### 4 その他の取組

##### (1) 色付き指定ごみ袋の取扱いに関する検討（取組年度：令和6年度）

資源ごみについて、本町ではプラスチック製容器包装類・紙製容器包装類・ペットボトル・ガラスびん・缶類を、5色10種類の色付き指定ごみ袋を活用して分別収集しています。これは平成15年度の開始当初から行っている方法ですが、資源ごみを搬入する十勝リサイクルプラザを使用する市町村のうち、色付き指定ごみ袋を採用している自治体は本町のみとなっています。

制度開始から15年以上が経過し、色付き指定ごみ袋による分別が浸透している一方、他自治体から転入する方も多くなり、この分別方法に慣れないという声も聞いているところです。色付きごみ袋による分別収集のメリットもある一方で、負担を感じるといった不満の声も寄せられています。

#### ●色付き指定ごみ袋のメリット

- 町民の皆さんが、ごみの区分をしやすいようにする
- 収集事業者が、ごみの内容が袋の色を見て分かるようにする

#### ●色付き指定ごみ袋のデメリット（町民からの声）

- 購入する袋の種類が多い（たくさん色付きごみ袋を買わなければならない）
- 他の自治体は市販のごみ袋など、どのようなごみ袋でも回収するが、芽室町は色付きごみ袋でなければ回収しないのでお金をかけて購入することに負担感を感じる。

上記のメリットやデメリットを踏まえ、どのような分別収集方法としていくのかを改めて検討し、令和5年度までに方向性を決定します。

なお、検討にあたっては、町民の皆さんから広く意見を聴きながら進めます。

#### 【検討スケジュール】

	R3	R4	R5	R6
収集体制の現状分析等	→			
町民からの意見聴取 (アンケート等)		→		
ごみ収集事業者との意見交換		→		
資源ごみ収集体制の方向性の決定			→	
検討後のごみ収集体制開始				→

## ■令和3年度実施予定 重点取組事項

### 【小型電子機器リサイクルの推進】

#### （1）引き取り認定事業者との協定

小型電子機器リサイクルの推進にあたっては、引き取り認定事業者である株式会社マテック（帯広市）と業務協定書を締結し、環境省が定める小型電子機器のうち特定品目と呼ばれる品目の処理を依頼しています（令和3年8月）。

小型電子機器リサイクルについては、これまでも同社に処理を依頼していましたが、令和3年度からは引き取り料（20円/kg 税別）を支払うこととなり、これにより、改めて協定書を締結し、適正な処理を行っているものです。

令和3年10月末現在	小型電子機器処理量	845kg
※参考 令和2年度	小型電子機器処理量	1,475kg

#### （2）町民への周知

小型電子機器リサイクルの実施について改めて町民の皆さんへ周知するため、令和3年度ごみ収集日カレンダーの裏面に情報を掲載しました。

また、町総合情報誌すまいる6月号「エコなび通信」に情報を掲載し、周知を図っています。今後におきましても、継続して情報を周知します。

さらに、粗大ごみ申込の際に該当する品目があった場合は、町で無料回収している旨を伝え、引き取るよう個別対応を行っています。

#### （3）新たな回収先の開拓

小型電子機器リサイクルにおいては、（1）で説明のとおり引き取り料を支払って処理を行っているところです。しかし、この引き取り料については次年度以降、引き上げられる予定となっており、十勝管内自治体間でも費用負担について情報交換等を行っているところです。

現在、十勝管内自治体に対して他の認定事業者からの紹介があり、いくつかの自治体では導入しております（別紙資料参照）。本町においても、現在導入に向けた検討や1市3町との情報交換を行っています。

### 【資源物集団回収事業の推進】

資源物集団回収事業については、町内会・行政区が行っている資源物回収量に應じ、5円/kg を支出しているところです。回収された資源物は回収事業者を通じてリサイクル事業者へと引き渡されることから、町のごみ処理量の削減にも結び付くため、支援による地域コミュニティ推進の考え方を含めて助成金を支出しているものです。

しかしながら、回収量は徐々に減少している状況にあり、芽室町市街地町内会連合会にも働きかけて事業の積極的な活用について促しているところです。

次年度に向けて、令和3年度中に要綱を改正し、現在町内会や行政区のみに支出している助成金をスポーツ団体や地域団体にも拡大し、ごみの削減を図るとともに、町内会や行政区への事業内容周知、芽室町市街地町内会連合会からの継続した周知対応により、事業の効果的運用を図ってまいります。

資源物集団回収事業 処理量の推移（平成30年度～令和2年度） 【単位：kg】

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
アルミ缶	17,304	18,345	17,941
紙パック	6,594	5,991	6,261
新聞紙	324,237	314,735	262,428
雑誌	88,563	77,883	72,185
びん	8,286	8,447	8,657
ダンボール	77,425	79,719	81,691
合 計	522,409	505,120	449,163

### 【新たな周知の仕組み導入への取組】

#### （1）LINE 公式アカウントの活用

ごみ分別の効率化等を図るため、スマートフォンなどを活用した周知方法等の導入を進めることとしています。

現在、町ではLINE 公式アカウントを開設し、新型コロナウイルスワクチン申込をはじめさまざまな活用方法を導入しています。

ごみに関連する事項として粗大ごみ申込フォームを作成し、10月上旬から運用を開始しています。手軽さと役場業務外の時間でも申込ができるメリットから、すでに多くの方にご活用いただいています。今後も周知を図り、多くの方が利用できるよう促してまいります。



## (2) 新たなツールの導入

ごみに関することはいつでもどこでも簡単に知ることができることが必要と考えています。令和3年度と令和4年度の2か年にわたり、これらの周知ツールを開設する予定です。

### <導入予定のツール>

- 登録者へのごみ収集日 LINE 通知
- ごみ分別方法のLINE 検索機能の導入
- ごみに関するQ&Aの町ホームページ掲載とLINEとの連携